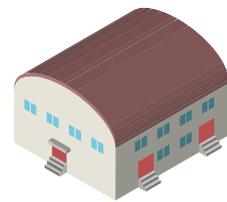


令和6年  
4月1日から

# 交流館や体育館の 使用料が変わります



☎ 公有財産管理課マネジメント推進係 ☎ 572-7056

## ●なぜ使用料が変わるの？

伊達市の公共施設使用料は、合併前の旧町ごとの使用料を引き継いでいたため、類似施設での使用料の違いが課題となっていました。条例の一部を改正することで、市内の類似施設間で特にばらつきが多い集会施設（交流館・コミュニティセンターなど）と、体育館などの使用料を統一します。

## ●改正のポイント

- ①改定使用料の算出方法 標準的な区分（面積区分や施設区分）を設定し、区分ごとに現行使用料の平均を基に設定しました。
- ②付帯設備の取り扱い 照明及び冷暖房設備などの付帯設備の使用料は、施設使用料に含みます。
- ③使用時間単位の統一 1時間に統一します。

## ●減免の取り扱い

市民の皆さんが地域づくり・スポーツ活動・教育活動で利用する場合は、減免となります。

## ●改定使用料の設定

交流館・体育館などの使用料を、以下のとおり統一します。各施設ごとの改定使用料は、市ホームページでご確認いただくか、各施設までお問い合わせください。



市 HP

### 交流館 など

単位：1時間当たり

区分	改正後の使用料
調理室	550円
会議室（100㎡未満）	550円
会議室（100～200㎡未満）	990円
会議室（200㎡以上）	2,420円

### 対象施設

各中央交流館、各地区交流館、保原市民センター、ふるさとふれあいホール（月館総合支所）、保原ふれあいセンター、泉原勤労者交流センター、保原駅コミュニティセンター、御代田コミュニティセンター、伊達福祉センター、梁川福祉会館、伊達情報ネットワーク複合施設館（伊達ふれあいセンター）、箱崎農村環境改善センター、霊山総合福祉センター（茶臼の里）、月館保健福祉センター（やまゆり）

### 体育館 など

単位：1時間当たり

区分			改正後の使用料	
			昼間	夜間
部分利用	体育的集会	個人	小中学生	30円
			高校生	50円
			一般（大学生を含む）	110円
		団体（個人利用以外をいう）	270円	550円
全館	体育的集会以外	体育的集会	550円	1,100円
		非営利的	1,100円	2,200円
		営利的	3,300円	6,600円

### 対象施設

伊達体育館、梁川体育館、保原体育館、保原第2体育館、霊山体育館、月館体育館、ウエルネスサロン白根

昼間：9時～17時まで  
夜間：17時～21時30分まで